

# 江戸川区第三次環境行動計画

～地球温暖化の防止及び環境負荷の低減に向けて～

平成20年度～平成24年度  
(2008年度～2012年度)

江戸川区

平成20年3月

# 目次

はじめに .....	1
I 第三次環境行動計画の性格・目的 .....	2
II 第三次環境行動計画の期間 .....	2
III 第三次環境行動計画の範囲 .....	3
IV 第三次環境行動計画の目標 .....	3
1 温室効果ガス総排出量の目標値 .....	4
2 省エネルギーと省資源に係る目標値 .....	4
(1) 省エネルギーの推進 .....	4
(2) 省資源の推進 .....	4
V 第三次環境行動計画の取組 .....	6
1 数値データの把握 .....	6
2 重点項目の設定 .....	6
3 環境に配慮した取組項目 .....	6
(1) グリーン購入の推進 .....	6
(2) 低公害車の導入 .....	6
(3) 建築物の建築や改修・設備の更新及び管理などに関する取組 .....	7
(4) 緑化の推進 .....	7
(5) 有害化学物質、特定フロン等の排出抑制 .....	8
VI 第三次環境行動計画の推進と点検・評価 .....	10
1 推進体制 .....	10
(1) 環境管理本部 .....	10
(2) 実行部門 .....	10
2 点検・評価の手順 .....	11
3 公表 .....	12
(1) 公表の時期と方法 .....	12
(2) 公表内容 .....	12
4 改定に向けての見直し .....	12
5 職員に対する情報提供、研修等 .....	12

# はじめに

区では平成19年度、地域をあげて地球温暖化対策を進めるために「エコタウンえどがわ推進計画」を策定しました。地域として目指すべき温室効果ガス排出量の削減目標を掲げ、「もったいない運動」を中心にして、区民、事業者、区が一丸となって目標達成に向けて様々な取組を実践していきます。

「江戸川区第三次環境行動計画」は、平成19年度末に江戸川区第二次環境行動計画が終了するにあたり、一事業者としての江戸川区が「エコタウンえどがわ推進計画」を実践していくために、現在の社会的背景とこれまでの取組の実績を踏まえて策定しました。

この計画では、温室効果ガス総排出量の数値目標及び職員が一丸となって取り組むべき重点項目を定めて、温室効果ガス排出抑制と環境負荷の低減に取り組みます。

本計画期間は5年間で、京都議定書の第一約束期間と一致します。京都議定書の温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、区民の方々の先頭に立って最大限の努力をしていきます。

## I 第三次環境行動計画の性格・目的

この計画は、一事業者としての区が、地球温暖化防止や環境への配慮を自ら率先して行動するための計画（以下「行動計画」という。）です。

そして、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という）第21条第1項により区に策定が義務づけられている「温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画」（以下「実行計画という。）の内容も含むものです。

区の事務事業の実施にあたっては、次の視点から計画の達成を図っていきます。

### 1 温室効果ガスの排出抑制に努めることで、地球温暖化防止を図っていきます。

本計画は、区の「実行計画」として、温室効果ガスの排出抑制のために総排出量の数値目標を定めるとともに、点検と評価を行い、進ちよく状況を把握しながら地球温暖化対策を推進していきます。

### 2 環境に配慮した取組を区自ら率先して行動していきます。

区は区内最大の事業者として、自らの活動を環境負荷の低減の視点から見直しながら、環境に配慮した取組も推進していきます。

## II 第三次環境行動計画の期間

本計画の期間は、平成20年度（2008年度）を初年度とし平成24年度（2012年度）までの5年間とします。

### Ⅲ 第三次環境行動計画の範囲

本計画は、原則として区の全ての組織（指定管理者等を含む）に適用し、全庁的に推進します。具体的には、別表－１に掲げる組織及び施設における事務事業を対象とします。

また、民間事業者への委託等により実施するため本計画の対象とならない事業であっても、環境に配慮した取組が可能なものについては、受託事業者等に対して、必要な措置を講ずるよう区が要請していきます。

### Ⅳ 第三次環境行動計画の目標

数値目標として、「温室効果ガス総排出量及びその算出に必要な項目（エネルギー項目）」と「省資源に係る項目（資源項目）」について下記のとおり数値目標を設定し、取組を推進していきます。

温室効果ガスの総排出量 (二酸化炭素換算) (トン)	平成 17～19 年度 平均値※ <sub>1</sub>	平成 24 年度 目標値※ <sub>2</sub>
	38,104	38,000

目標値設定項目		平成 17～19 年度 平均値	平成 24 年度 目標値
エネルギー項目	電気使用量 (kWh)	75,242,685	75,000,000
	都市ガス使用量 (m <sup>3</sup> )	4,217,055	4,200,000
	庁用車燃料使用量 (ガソリン換算)※ <sub>3</sub> (ℓ)	387,191	355,000
資源項目	上水道水使用量 (m <sup>3</sup> )	1,605,891	1,600,000
	コピー用紙購入量 (本庁舎:A4換算)※ <sub>4</sub> (枚)	22,874,409	22,500,000
	廃棄物排出量 (本庁舎)※ <sub>4</sub> (トン)	81.5	80

※<sub>1</sub> 平成 19 年度の排出量を推定値で試算したものです。

※<sub>2</sub> 平成 19 年度の排出量が確定した時点で見直しを実施します。

※<sub>3</sub> ガソリン、軽油、LPG を発熱量からガソリンに換算した数値です。

※<sub>4</sub> 目標値は、本庁舎におけるコピー用紙購入量と廃棄物排出量とします。

## 1 温室効果ガス総排出量の目標値

平成19年度末で設置されている施設（以下、既存施設という）における電気・ガス・ガソリン等の効率的な使用や積極的な省エネルギーを進め、増加する温室効果ガスの排出量分を削減します。

平成24年度における温室効果ガスの総排出量を38,000トン（二酸化炭素換算後）以下とします。

## 2 省エネルギーと省資源に係る目標値

### (1) 省エネルギーの推進（温室効果ガスの算出に必要な項目）

エネルギー使用量と温室効果ガス排出量には密接な関係があります。そこで、既存施設で、省エネルギーや効率的な運用に取り組み、使用量の削減を進めます。

#### ① 電気使用量

平成24年度末で75,000,000kWh以下とします。

#### ② 都市ガス使用量

平成24年度末で4,200,000m<sup>3</sup>以下とします。

#### ③ 庁用車燃料使用量

軽油およびLPGの使用量を発熱量からガソリンに換算した量で評価し、平成24年度末で庁用車燃料使用量を355,000リットル（ガソリン換算後）以下とします。

### (2) 省資源の推進（間接的な温室効果ガスの削減目標値）

地球温暖化対策推進法に定める温室効果ガス排出量算出に必要な項目とはなっていませんが、省資源を推進することにより間接的な温室効果ガスの削減となります。そこで、数値目標を定めて取組を推進します。

#### ① 上水道使用量

電気等と同様に、既存施設での効率的な使用を進めることによって増加分を削減し、平成24年度末で1,600,000m<sup>3</sup>以下とします。

#### ② コピー用紙購入量

「両面印刷・コピー」、「裏面利用の徹底」、「必要最低限の印刷・コピー」を積極的に進め、平成24年度末で本庁舎におけるコピー用紙購入量を

22,500,000枚（A4換算）以下とします。

なお、それぞれの所属（実行最小単位）において目標を定めるとともに、コピー用紙の購入量等の把握を行い、使用量の抑制を推進します。

### ③ 廃棄物発生量

廃棄物の分別とリサイクルの推進を行い、平成24年度末で本庁舎における廃棄物発生量を80トン以下とします。

なお、それぞれの所属（実行最小単位）において目標を定めるとともに、発生量の把握を行い、廃棄物の減量とリサイクルの推進を行います。

#### 目標数値設定の考え方

##### ① 平均値の算出

各年度の使用量等に大きな変動があるために第二次環境行動計画期間内の平成17年度から平成19年度までの平均値を算出します。

##### ② エネルギー使用量の増加要因と減少要因

エネルギーの増加要因として計画年度内に小学校・幼稚園に冷房設備の導入（中学校は導入済み）が予定されており、エネルギー消費量の増加が見込まれます。また、減少要因としては省エネルギー改修によるエネルギー使用量の削減も見込まれます。

##### ③ 目標値の決定

目標値は①で算出した平均値及び②の増加要因と減少要因を考慮して決定しました。

なお、本計画期間内に設置された新規施設は別途評価することとします。

## V 第三次環境行動計画の取組

各所属（実行最小単位）で電気や都市ガス等の数値目標や具体的な重点取組項目を設定し、取組を推進していきます。なお、具体的な重点取組項目については事務局と協議していくものとしします。

### 1 数的データの把握

各所属（実行最小単位）で、電気使用量、都市ガス（LPG）使用量、庁用車燃料使用量と走行量、上水道（工業用水道）使用量、コピー用紙購入量、廃棄物発生量を毎月把握し、比較、報告、点検を行うことで、削減に努めます。

### 2 重点項目の設定

各所属（実行最小単位）で職員が一丸となって取り組むため、別表－2に掲げるような重点項目を設定します。

そして点検と評価を通して、職員一人ひとりが取組項目を意識して行動していきます。

### 3 環境に配慮した取組項目

庁舎管理、物品購入等に関係する部署等との連携を図り、より円滑に推進していきます。

#### (1) グリーン購入の推進

グリーン購入指針や国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、物品購入にあたっては環境への負荷の少ないものを選択します。

#### (2) 低公害車の導入

庁用車への低公害車導入を進めるため、庁用車の買い替えやリースにあたっては「庁用車の環境に配慮した車両導入指針」に基づき、国土交通省指定低排出ガス車又は八都県市指定低公害車を選択します。

平成24年度までに、区が保有する庁用車の超低公害車に換算した低公害車の導入率を65%以上とします。

### (3) 建築物の建築や改修・設備の更新及び管理などに関する取組

建物を新築や改修する場合において、省エネルギー・省資源を考慮し設計します。

エネルギー使用量の多い建物の改修にあたっては、必要に応じて省エネルギー診断を実施します。そして、区民施設はサービスの向上を図りつつ、数年で回収できる設備投資により、省エネルギーを図り温室効果ガスの排出量を削減します。

また、計画や設計の段階からエネルギー消費をできる限り抑制できるように配慮することを基本とします。

改修等は、別表－3に定めるチェック項目に従って省エネルギー・省資源を考慮して実施します。具体的には、電力消費の少ない機器の採用、照明器具の高効率化、熱効率のよい空調設備の採用、節水こまの導入、屋上緑化、太陽熱反射塗料による塗装等を行います。

日常的管理面では別表－4に定める管理運用チェック項目に従い、効率的に運用します。具体的には、空調設定温度の適正化、外気取り入れ量の適正化、残業時は必要個所のみ点灯等を行います。

また、次の事項にも配慮します。

- ① 建築物の建設時等に排出される廃棄物については、可能な限り減量化に努めます。また、建設残土等の建設副産物についても可能な限り有効利用に努めます。
- ② 太陽光等自然エネルギーの活用や雨水利用設備の整備等、維持経費等も勘案しながら、可能な限り、資源・エネルギーに配慮した設備や素材の選択を行っていきます。

### (4) 緑化の推進

次の事項に配慮していきます。

- ① 区施設周辺の緑化やベランダ・テラスでの緑化等、敷地や建物内の緑化に努めます。
- ② 公園の新設や改修等により可能な限り地域での潤いづくりに努めます。
- ③ 公園や沿道等での緑の維持管理にあたっては、農薬の適正な使用や落ち葉の堆肥化等、環境に配慮した取組に努めます。

## (5) 有害化学物質、特定フロン等の排出抑制

次の事項に配慮していきます。

- ① 焼却時にダイオキシン類が発生しやすい製品は購入・使用しないよう努めます。
- ② 石けんを購入する際には、石けん使用指針に基づき、内分泌かく乱化学物質を含まない製品を選びます。
- ③ 建物の害虫駆除等は、薬品の適性使用や内分泌かく乱化学物質を排出しない製品の使用に努めます。
- ④ PCB含有機器の適正な管理を行っていきます。
- ⑤ 冷蔵・空調設備等の機器廃棄時はフロンを回収し、適切に処理するよう業者に指示するなど、フロンの管理・回収の徹底を図っていきます。

# VI 第三次環境行動計画の推進と点検・評価

## 1 推進体制

本計画を確実に実施・推進していくためには、まず、各職場で自主的に計画に掲げる具体的な取組項目（行動項目）に対して、行動を起こしていくとともに、全庁的な推進体制の整備が必要です。

以下の体制を整備することにより、目標の達成を図っていきます。

### (1) 環境管理本部

#### ① 本部長（区長）

区長は環境管理本部長として、本計画の策定及び改定を決定するとともに、推進状況、点検・評価についての報告を受け、必要に応じて環境管理責任者へ指示を行います。

#### ② 副本部長（副区長、教育長）

環境管理本部長を補佐します。

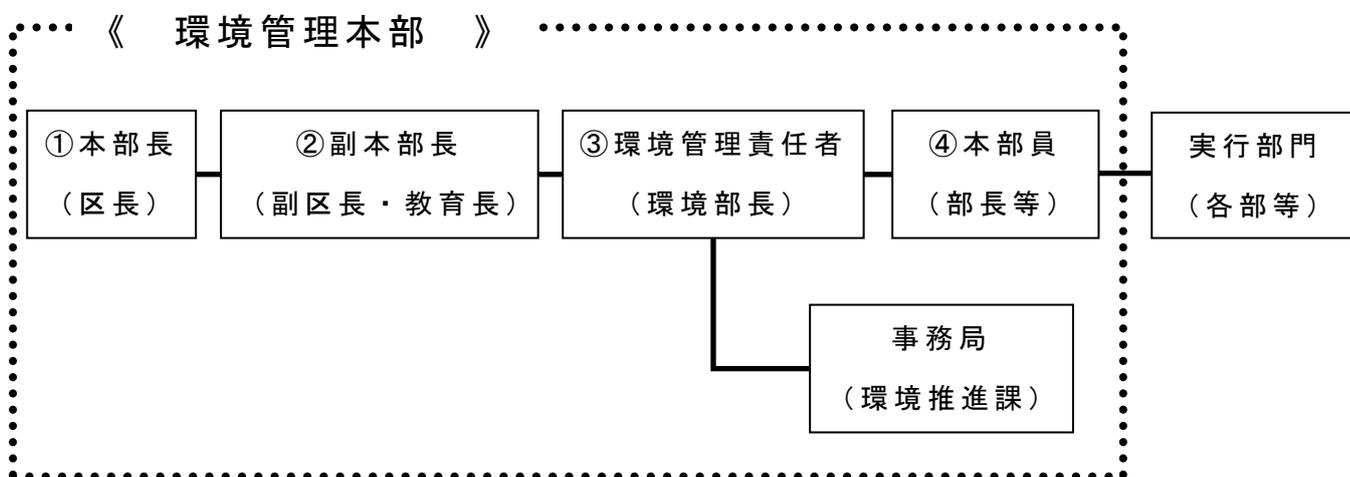
#### ③ 環境管理責任者（環境部長）

本部員と連携を図り、実施状況の把握等、本計画の進行管理を行い、本部及び庁議へ報告します。

#### ④ 本部員（各部長等）

実行部門長として部門内の実施状況を適宜本部へ報告します。

なお、本部事務局は、環境部環境推進課に置きます。



## (2) 実行部門

実行部門は、部長等を長として（以下「実行部門長」という）、本計画に基づき具体的な行動を行うための体制を整備します。

### ① 実行最小単位

本計画を推進するにあたっての基本的な組織です。目標設定、それに基づく行動や点検評価等を行い、日常の省エネルギー・省資源を推進します。

実行最小単位は、原則として、別表－1に掲げる組織及び施設（以下「実行最小単位」という）とします。指定管理者施設や民間委託施設も含むものとします。

### ② 環境管理リーダー（各課長）

実行最小単位の推進体制の責任者として、取組項目実施の中心となる推進リーダー（以下「推進リーダー」という）及び目標を決定するとともに、実行最小単位内の実施状況を常に把握し、適宜状況を実行部門長へ報告します。

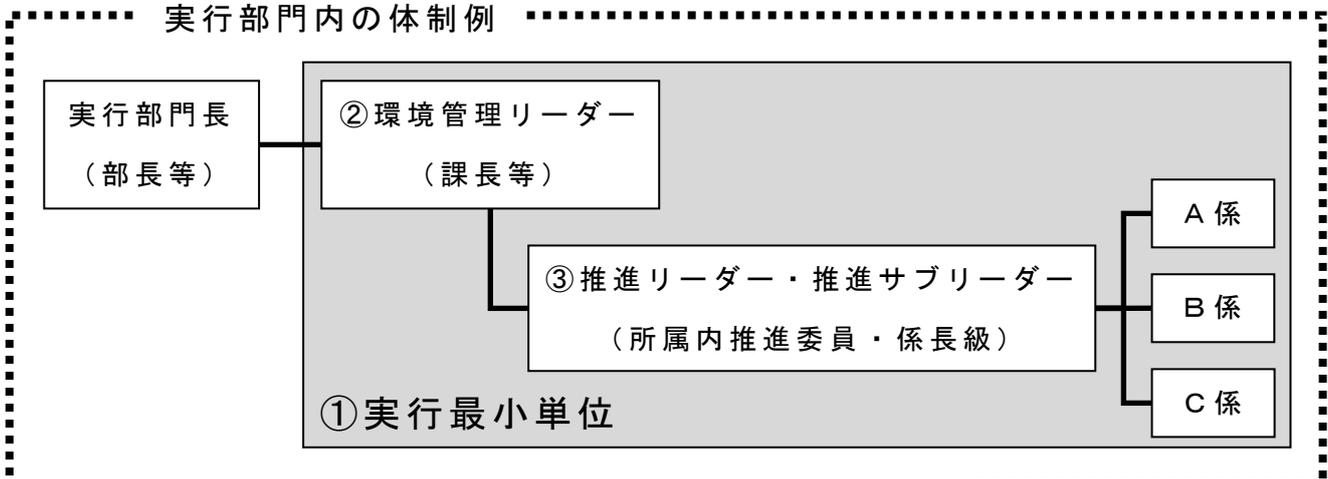
なお、指定管理者施設は施設の管理責任者とします。

### ③ 推進リーダー（実行最小単位内で決定された係長級職員）

目標を周知するするとともに、日常の取組みの推進・啓発を行い、点検・評価の際には中心になって取り組んでいきます。

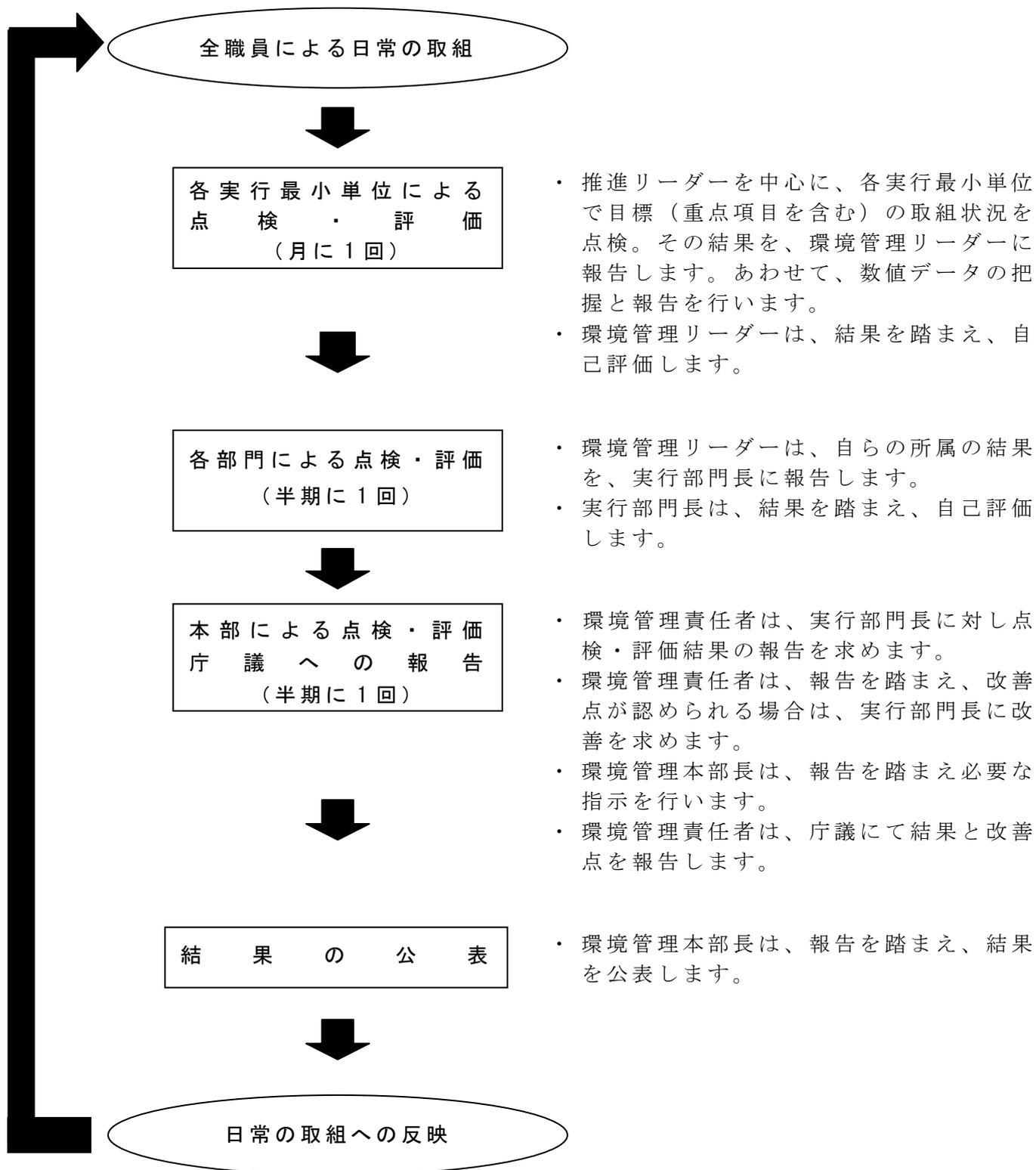
また、設置する推進リーダーは、「推進リーダー」と「推進サブリーダー」とします。なお、実行最小単位の事務事業あるいは人員規模等の実態に合わせて、複数の実行最小単位で同一の推進リーダーを設置することや推進サブリーダーを設置しないことも可能とします。

#### 実行部門内の体制例



## 2 点検・評価の手順

本計画を実効性あるものとし、より効果的に推進するため、進ちよく状況を定期的に点検・評価していきます。



### 3 公表

本計画及び実施状況を公表していくことにより、取組の促進を図ります。

#### (1) 公表の時期と方法

本計画の策定後、及び本計画の改定があった場合には改定後、速やかに公表します。

本計画に基づく実施状況は、広報やホームページへの掲載等により年1回公表します。

#### (2) 公表内容

- ① 本計画の内容
- ② 地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく、温室効果ガスの総排出量に関する数量的目標の達成状況及び具体的な取組の状況
- ③ 環境に配慮した取組の状況

### 4 改定に向けての見直し

本計画は実施状況を点検・評価しながら推進していきませんが、必要に応じて、目標や取組項目等を見直しを行います。

見直しは環境管理本部で行い、環境管理本部長の決定を受けたのちに実施します。

### 5 職員に対する情報提供、研修等

本計画の目標達成は、職員一人ひとりの取組み姿勢にかかっています。

よって、環境の現状や本計画の内容等に関し、必要な情報の提供や研修等、職員意識を向上させるための取組を実施していきます。

#### (1) 情報提供による職員の取組意識の向上

全職員の取組意識の向上を図っていくため、全庁LANを活用し、適宜、本計画の概要や取組結果等を掲載し、周知していきます。

#### (2) 研修・講演会等の開催

環境問題への認識や取組への理解を深めるため、研修・講演会等を実施していきます。